3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

(1) 利-	上肝侍	等の課税	<u> </u>													
							課	税	分	非	課	税り			合	計
	区		分		支	払	金	額		障害者等非課 財形貯蓄非課 支 払 金	/\ H4		1の非課税分 仏 金 額	支 払	金額	源泉徵収税額
							=	千円	千円		千円		千円		千円	千円
公				債		463,	975,	680	69, 596, 352	28, 681,	908	8,	994, 448, 169	9, 487,	105, 757	69, 596, 352
社				債		487,	596,	726	73, 139, 509	78, 377,	725	2,	296, 283, 841	2, 862,	258, 292	73, 139, 509
	郵	便	貯	金		235,	761,	393	35, 364, 209	28, 566,	174		677, 969	265,	005, 536	35, 364, 209
預貯金	銀	行	預	金		243,	051,	820	36, 457, 773	2, 457,	628		294, 479, 754	539,	989, 202	36, 457, 773
18 81 TC		以外の金	融機関の預	頁金		40,	322,	153	6, 048, 323	2, 130,	122		158, 616, 612	201,	068, 887	6, 048, 323
	勤	務 先	i 預	金		20,	689,	093	3, 103, 364	155,	197		145, 617	20,	989, 907	3, 103, 364
合同運	用信	託の収	ひ益の分	配		6,	751,	000	1, 012, 650	312,	401		8, 156, 429	15,	219, 830	1, 012, 650
公社債	投資	信託の」	収益の分	产配		176,	747,	806	26, 512, 171	184,	009		11, 703, 998	188,	635, 813	26, 512, 171
	小		計		1	1, 674,	895,	671	251, 234, 351	140, 865,	164	11,	764, 512, 389	13, 580,	273, 224	251, 234, 351
定期積	金の	給付補	すてん金	等		29,	950,	086	4, 492, 513		-		26, 775, 660	56,	725, 746	4, 492, 513
			づく収益等の差			172,	840,	905	28, 278, 305	2, 579,	915		4, 812, 269	180,	233, 089	28, 278, 305
割引	債	の 償	還差	益		8,	291,	188	1, 492, 414		-		-	8,	291, 188	1, 492, 414
		計			1	1, 885,	977,	850	285, 497, 583	143, 445,	079	11,	796, 100, 318	13, 825,	523, 247	285, 497, 583

調査対象等:平成18年2月から平成19年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

(2) 73 1 /2/1/3 43**		支 払	金額		
年 分	課税分	非課	税 分	総額	源泉徴収税額
	成 17L 刀	障害者等及び財形貯蓄	その他	心 假	
	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	1, 770, 574, 152	290, 257, 984	12, 934, 467, 446	14, 995, 299, 582	265, 278, 889
平成15年分	1, 674, 878, 759	300, 398, 435	11, 687, 404, 880	13, 662, 682, 074	251, 351, 181
平成16年分	1, 599, 924, 524	277, 640, 290	11, 850, 278, 474	13, 727, 843, 288	239, 983, 226
平成17年分	1, 796, 592, 761	235, 594, 097	11, 271, 554, 123	13, 303, 740, 981	272, 226, 125
平成18年分	1, 885, 977, 850	143, 445, 079	11, 796, 100, 318	13, 825, 523, 247	285, 497, 583

(3) 配当所得の課税状況

区分	一 般 詩	果 税 分	非 課 税 分	特例税率	適 用 分	合	11 h
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配 基金利息の分配、特定証券投資法人 投資口の配当等		1, 398, 996, 933	1, 282, 030, 882	1, 202, 295, 068	88, 099, 792	10, 426, 938, 165	1, 487, 096, 725
投資信託(公社債投資信託及び公募 社債等運用投資信託を除く。)及び 定目的信託の収益の分配		93, 361, 649	989, 999, 203	2, 533, 010, 543	175, 808, 677	4, 310, 179, 330	269, 170, 326
合 計	8, 729, 781, 799	1, 492, 358, 582	2, 272, 030, 085	3, 735, 305, 611	263, 908, 469	14, 737, 117, 495	1, 756, 267, 051

調査対象等: 配当等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書の合計表(配当等の支払調書)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 配当所得の累年比較

年 5	`\							3	Ę		払	金		額					源泉徴	口拍烙
+ 7	J	_	般	課	税	分	非	課	税	分	源泉分离	惟課税適用	分	特例税率	適用タ	分	総	額	(水水)以	以 你的
					1	F円				千円		千	円		ŦF	J		千円		千円
平成14年分	र्ने		2, 8	342,	379, 8	838		586	, 882,	320		248, 612, 3	53				3, 677,	874, 511	613	2, 804, 449
平成15年分	分		3, 6	577,	959,	388		797	, 694,	242		449, 771, 9	59				4, 925,	425, 589	65	5, 801, 935
平成16年分	ने		5, 6	538,	185,	947		1, 087	, 441,	723			-				6, 725,	627, 670	83	1, 164, 788
平成17年分	1		10, 2	265,	670,	984		1, 763	, 475,	014				2, 345	, 088, 06	5	14, 374,	234, 063	1, 918	8, 368, 696
平成18年分	· 分		8, 7	729,	781, ′	799		2, 272	, 030,	085				3, 735	, 305, 61	1	14, 737,	117, 495	1, 750	6, 267, 051

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 1,447,167,130				9	8, 940	千円 0,639

調査対象等:平成18年2月から平成19年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて 作成した。

(6) 給与所得及び退職所得の課税状況

		官	· 广	そ 0	つ 他	合	計
Į.	丞 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	7, 365, 343, 015	371, 815, 607	83, 108, 445, 768	4, 313, 834, 393	90, 473, 788, 783	4, 685, 650, 000
給 与 所 得	日雇労働者の賃金	14, 365, 324	416, 965	1, 129, 590, 932	30, 971, 679	1, 143, 956, 256	31, 388, 644
	計	7, 379, 708, 339	372, 232, 572	84, 238, 036, 700	4, 344, 806, 072	91, 617, 745, 039	4, 717, 038, 644
退	職 所 得	763, 792, 815	13, 413, 962	3, 609, 564, 221	127, 654, 966	4, 373, 357, 036	141, 068, 928
災害減免法	により徴収猶予したもの	-	-	-	838	_	838

調査対象等:給与等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明: 1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出すること となっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞 金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(7) 給与所得及び退職所得の累年比較

	俸	給	· 給	料 •	賞	与
年 分	官(公 庁	そ 0	つ 他	合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	7, 388, 626, 821	378, 334, 069	79, 272, 904, 364	3, 438, 667, 677	86, 661, 531, 185	3, 817, 001, 746
平成15年分	7, 207, 346, 743	352, 323, 936	76, 849, 633, 035	3, 388, 127, 332	84, 056, 979, 778	3, 740, 451, 268
平成16年分	6, 897, 283, 577	344, 926, 670	78, 016, 712, 359	3, 610, 456, 942	84, 913, 995, 936	3, 955, 383, 612
平成17年分	6, 942, 939, 477	345, 706, 880	80, 204, 994, 431	3, 778, 209, 197	87, 147, 933, 908	4, 123, 916, 077
平成18年分	7, 379, 708, 339	372, 232, 572	84, 238, 036, 700	4, 344, 806, 072	91, 617, 745, 039	4, 717, 038, 644

年 分	退職	所 得
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成14年分	6, 390, 528, 681	177, 920, 561
平成15年分	5, 655, 381, 411	161, 153, 003
平成16年分	5, 081, 621, 593	155, 622, 921
平成17年分	4, 600, 856, 419	142, 535, 143
平成18年分	4, 373, 357, 036	141, 068, 928

(8) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料 等 の 報 酬 又 は 料 金		千円 891, 384, 670	千円 89, 842, 103
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1, 710, 989	1, 161, 753, 057	122, 379, 555
法	診 療 報 酬	31, 756	440, 050, 663	37, 492, 675
第 2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	1, 389, 485	1, 460, 554, 324	73, 232, 256
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 図 は 料 金	380 180	250, 839, 523	26, 973, 670
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	88, 564	153, 856, 152	10, 705, 785
	契 約 金 • 賞 金	54, 674	99, 067, 577	6, 532, 468
	小計	6, 140, 534	4, 457, 505, 966	367, 158, 512
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	43, 994, 267	40, 327, 459, 073	498, 146, 096
法 第 20	77条該当(生命保険契約等に基づく年金)	2, 494, 072	1, 242, 194, 563	19, 354, 771
法 第 17	4条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)	13, 675	39, 443, 358	2, 307, 491
	計	52, 642, 548	46, 066, 602, 960	886, 966, 869
災害	減免法により徴収猶予したもの	-	-	-

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(報酬・料金・契約金及び 賞金の支払調書)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算 書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

東京国税局 源泉所得税2 (H18)

(9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成14年分	42, 332, 272	38, 437, 420, 582	607, 240, 113
平成15年分	54, 446, 852	45, 574, 752, 800	581, 533, 810
平成16年分	53, 556, 619	47, 904, 889, 980	588, 450, 615
平成17年分	46, 697, 265	41, 726, 365, 938	840, 251, 660
平成18年分	52, 642, 548	46, 066, 602, 960	886, 966, 869

(10)	非居	住者等所得の課税	状況

			支払金額			左のうち租税特別措置法又は租	租税条約に。	より課税の軽減を受け	けたもの
区分	人員	課税分	非課税又 は免税分	総額	源泉徴収税額	適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
公社債・預貯金の利子等	人 -	千円 472, 526, 859	千円 -	千円 472, 526, 859	千円 6, 160, 704	租税特別措置法又は租税条約 の適用を受けたもの	人 -	千円 -	千 円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を 除く。)及び特定目的信託の収益の分配	-	1, 858, 678, 001	-	1, 858, 678, 001	122, 852, 887	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	290, 341, 754	-	290, 341, 754	52, 756, 196				
給 与 · 賞 与 等	714, 234	118, 006, 937	31, 999, 755	150, 006, 692	13, 149, 073	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	1,806	8, 436, 849	341, 721	8, 778, 570	1, 429, 776	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	25, 426	40, 132, 742	5, 005, 736	45, 138, 478	6, 783, 679	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	7, 095	410, 346, 762	673, 821, 842	1, 084, 168, 604	37, 732, 373	租税条約の適用を受けたもの	3, 451	316, 485, 577	28, 376, 525
著作権の使用料又はその譲渡による対価	26, 588	171, 165, 082	212, 481, 987	383, 647, 069	17, 439, 772	租税条約の適用を受けたもの	12, 620	129, 193, 677	12, 206, 918
貸 付 金 の 利 子	8, 195	105, 671, 121	96, 577, 538	202, 248, 659	12, 500, 516	租税特別措置法又は租税条約 の適用を受けたもの	1, 758	62, 367, 724	6, 708, 688
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	8, 589	41, 591, 864	12, 841, 377	54, 433, 241	3, 865, 763	租税条約の適用を受けたもの	45	3, 059, 501	287, 346
機 械 等 の 使 用 料	864	2, 172, 104	1, 458, 864	3, 630, 968	307, 593	租税条約の適用を受けたもの	331	1, 178, 740	120, 183
土地等の譲渡による対価	118	92, 899, 158	-	92, 899, 158	9, 379, 644				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	5, 617	37, 241, 190	13, 136, 123	50, 377, 313	5, 004, 419	租税条約の適用を受けたもの	335	5, 416, 941	881, 394
生命保険契約等に基づく年金	333	282, 998	-	282, 998	6, 660				
賞金	956	2, 193, 677	63, 268	2, 256, 945	476, 670	租税条約の適用を受けたもの	_	-	_
合 <u>計</u>	-	3, 651, 687, 098	1, 047, 728, 211	4, 699, 415, 309	289, 845, 724		18, 540	517, 702, 160	48, 581, 054

調査対象等:平成19年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」及び 平成19年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

年 分	支 払	金額	源泉徴収税額
	総額	総額のうち 非課税又は免税分	
	千円	千円	千円
平成14年分	3, 216, 597, 215	235, 315, 784	318, 152, 773
平成15年分	3, 345, 308, 004	190, 169, 201	293, 712, 171
平成16年分	3, 307, 891, 737	560, 830, 001	254, 708, 815
平成17年分	3, 905, 181, 740	1, 040, 156, 498	231, 930, 160
平成18年分	4, 699, 415, 309	1, 047, 728, 211	289, 845, 724